

別紙添付⑧



控 訴 状

平成28年1月15日

大阪高等裁判所 御中

控 訴 人 ( 原 告 ) 大洋リアルエステート株式会社  
代 表 取 締 役 堀 内 正 雄



〒541-0041

大阪市中央区北浜三丁目1番22号 あいおい損保淀屋橋ビル

控 訴 人 ( 原 告 ) 大洋リアルエステート株式会社  
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 堀 内 正 雄

〒100-8133

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

被 控 訴 人 ( 被 告 ) 三 菱 地 所 株 式 会 社  
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 杉 山 博 孝

〒103-8332

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

被 控 訴 人 ( 被 告 ) 東 銀 リ ー ス 株 式 会 社  
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 佐 藤 潤



被 控 訴 人 ( 被 告 ) 見 上 正 美



被控訴人（被 告） 野 中 克 紀

〒100-0005

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

被控訴人（被 告） 株式会社三井住友銀行

上記代表者代表取締役 國 部 毅

〒100-6752

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

被控訴人（被 告） 大和証券株式会社

上記代表者代表取締役 日 比 野 隆 司

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

被控訴人（被 告） 株式会社三菱地所設計

上記代表者代表取締役 大 内 政 男

#### 損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 3億8037万8416円

貼用印紙額 174万4500円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成25年（ワ）第6239号損害賠償請求事件について、平成27年12月25日下記判決を受け、平成28年1月5日判決正本の送達を受けたが、不服であるから控訴を提起する。

#### 第1 原判決主文の表示

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
  - 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して147万円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え
  - 3 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1億4700万円及びこれに対する平成19年11月2日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え
  - 4 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して2億3190万8416円及びこれに対する平成20年8月26日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え
  - 5 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1億3601万9344円を支払え
  - 6 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して10億3429万1402円を支払え
  - 7 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して4億0859万9891円を支払え
  - 8 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して5億3040万円を支払え
  - 9 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人らの負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第3 控訴の理由

おって控訴理由書を提出する。

### 附 属 書 類

- |         |    |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 7通 |
| 2 資格証明書 | 6通 |